

## 慶弔に関する規定

- |  |        |
|--|--------|
| (1) 理事及び事務局長の死亡                            | 香料及び花輪 |
| (2) 理事及び事務局長の両親、配偶者の死亡                     | 香料及び花輪 |
| (3) 本専門部主催の大会開催時の選手の死亡                     | 香 料    |
| (4) 本専門部主催の大会開催時の選手の傷害(1ヶ月以上入院)            | 見 舞 金  |
| (5) この規定に定める以外で部長が必要と認めた場合は慶弔の意を表することができる。 |        |

附 則

平成22年 2月20日 制 定